

写

政財第915号

平成26年3月3日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 島津 信温 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成24年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の  
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成24年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

平成24年度 一般会計・特別会計決算審査意見書及び行政監査結果報告書				
ページ	項目	提言要望事項	対応の状況	所管課
60 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 1. 不納欠損額について	<p>市税の収納については、現年度分の収納率が98.2%と前年度比0.1ポイントの上昇となっている。また、国民健康保険税の現年度分の収納率も91.6%と前年度対比0.5ポイント上昇となり、昨年に引き続き上昇とわずかながら改善の兆しが見られる。この点については、平成23年度から納税者の利便性の向上を図るために実施された市税等のコンビニエンスストアでの収納も一つの要因と考えられる。</p> <p>また、滞納繰越分においては、市税の収納率が16.4%と前年度対比1.6ポイント上昇しているが、不納欠損額は、3,191万円と前年度対比259万円増加している。また、国民健康保険税の滞納繰越分については、収納率が10.1%で前年度対比0.1ポイントの低下で、不納欠損額については6,099万円と前年度対比702万円増と市税同様に増加している状況である。</p> <p>このように不納欠損額が増えることは、好ましい状況ではないため、不納欠損額にならないような取り組みを行うことが重要である。自主財源の確保や公正かつ公平な課税を維持するために不納欠損額及び収入未済額の減少に努めるべきであり、収納事務の体制強化を行い未納対策の推進を図るとともに、納税等の利便性向上にさらなる工夫を望むものである。</p>	<p>市税等の現年収納率向上対策として、平成22年度から市税等徴収嘱託員を設置しました。現年度分の催告書を発布し平成26年1月末で2,576通郵送しました。現年度分の催告書送付後に、新たに電話催告を283件実施しました。催告書送付後の納付確認額は51,085,804円と成果が得られています。また、2・3月においては、現年滞納者の自宅を重点的に訪問する納付勧奨を行う予定です。</p> <p>また、平成25年12月14日(土)15日(日)の2日間にわたり管理職員等による臨宅納付勧奨を実施しました。当日は2名1班による延べ51班体制で、市内の平成25年度分市税等の未納者宅を訪問し納付の勧奨を行いました。結果は618件を訪問し現金による納付額993,000円を収納しました。訪問後納付や納付相談に来庁するなど平成26年1月13日現在で14,098,800円の収納が確認されました。</p> <p>滞納繰越分については、滞納処分を積極的に実施し給与・預金・国税還付金・不動産などの差押を89件(平成26年1月末)行いました。その換価により7,716,975円(平成26年1月末)を収納しました。特に平成26年1月17日に当市として初めて不動産公売を実施いたしました。当日は、対象の土地1筆の入札を行い、1,498,500円で落札されました。</p> <p>納税方法の利便性の向上対策として、平成23年4月からコンビニ収納を導入したところです。今後は、次期行政システムが導入される平成28年度をめぐり、クレジット収納、マルチペイメントネットワークの導入を視野に新たな納付機会の拡充にも取り組んできたいと考えております。</p> <p>これらの取組等により、引き続き収納率の向上、不納欠損の減少に努めてまいります。</p>	収納課
61 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 2. 予算の執行管理について	<p>決算資料を確認したところ、増額の補正をしたにもかかわらずそれ以上の不用額が発生していたものや当初予算のまま減額の補正をせず大きな不用額の発生した科目が見受けられたが、これらの中には、扶助費や年度末に精算の行われる事業なども含まれており、3月補正の編成時期では十分に見込みの立てられないものもあった。</p> <p>市民要望に迅速に答えるため、限られた予算を有効に配分し事業の推進を図ることからも、予算を計上する際はできる限り正確な積算をすること、また、予算執行計画表を有効に活用した執行管理を徹底すること、さらには不用額の発生が見込まれる場合には、早期に減額補正をするなどの適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>予算執行計画を確認し不用額の発生が見込まれる場合には、早期に減額補正を行い不用額の減少に努めます。</p> <p>なお、3月補正の編成時期に執行見込額を十分に見込めない増額補正要求につきましては、予算の流用ができないかどうか確認のうえ査定を行っております。今後も限られた予算を有効に配分し事業を進めるため、予算執行管理を行い、無用な補正予算の編成を行わないよう努めてまいります。</p>	政策財政課
61 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 3. 補助金等の見直しについて	<p>補助金等については、地方自治法に基づき公益上必要である場合と蓮田市補助金等交付規則や各種補助要綱に基づき補助金等が交付されているが、これらの一部には交付された補助金の額よりも多くの繰越金が発生しているながら、毎年、同様に補助金を交付しているケースが見受けられた。</p> <p>このような状況のもと、補助金等の交付の見直しに関しては、蓮田市補助金等交付規則第7条第4項において、「交付の決定をする場合は、その効果、必要性、緊急性、公平性等を勘案した上で、見直しを行うものとする」と定められている。また、蓮田市補助金等検討会議規程第3条第1項第2号において、「既存補助金等の定期的な見直しに関する事項」が会議による検討事項となっている。このことから、予算編成の時期には、既存の補助金について個別に検討するなど、継続的に見直しを図る必要がある。</p>	<p>補助金等の制定及び改廃案件については、蓮田市補助金等検討会議において、公益性、必要性、公平性、効果等の観点で審査を行い、補助金の適正交付に努めております。</p> <p>しかしながら、ご指摘の既存補助金等についての定期的な見直し、及び個別検証については、今後既存補助金等の現状把握に努め、併せて検討を図ってまいります。</p>	政策財政課
62 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 4. 工事に係る文書事務について	<p>蓮田駅西口駅前交通広場関連工事の書類審査を行ったところ、工事関係の発注に伴う起案文書において、起案日及び決裁日の記入はあるものの、施行予定日及び施行日の記載のない起案文書が見受けられた。これらは、蓮田市文書管理規程で定められた様式であるため、記載事項に漏れないよう適切な事務処理を行う必要がある。また、関係書類のうち契約約款の規定に基づく現場代理人等通知書及び経歴書の添付はあったが、資格者証の写しが添付されていなかった。今後は、必要書類に添付漏れがないよう正確かつ慎重な事務処理を要望する。</p>	<p>起案文書の記載事項欄を決裁時に確認する際、施行日等、決裁時点では記入できない箇所があります。そこで、後日の記入漏れをなくすためにも契約手続き一連の流れの中でその都度、記載漏れや記載日の取違い等を起こさないためにこれらの事項のチェックリストを作成しました。併せて、このチェックリストに着工・着手時に提出される書類及び資格者証の写しの確認事項も含め作成し、適正な事務処理を行っております。</p>	西口開発事務所

平成24年度 水道事業会計決算審査意見書及び行政監査結果報告書

ページ	項目	提言要望事項	対応の状況	所管課
85 ページ	第6むすび 1. 水道事業会計の現状に沿った料金改定の検討について	<p>今年度の水道事業会計の収入において根幹をなす使用料金収入は9億9,831万円であった。平成23年度は、平成22年度と比較して2,912万円の減少であったが、平成24年度は、平成23年度と比較して138万円の減少であった。用途別に見てみると、主要となる一般用は、前年度対比729万円の減少、官公署用は前年度対比248万円の減少であるが、営業用は前年度対比320万円の増加、工場・大口は前年度対比492万円の増加となっていることから、若干の回復傾向が見られる用途もある。しかしながら、給水人口の減少や使用水量の減少等を勘案すると、今後大きく増加することは厳しい状況にある。</p> <p>一方、総給水原価である事業費用は、10億6,011万円で前年度対比2,688万円の増加となっている。電気料金値上げによる動力費の増額、施設の老朽化等による修繕費の増額により総給水原価は増加しており、また、職員人件費については、水道事業職員数は平成9年度の24名をピークに、現在では前年より4名(再任用短期時間勤務職員2名含む)減の11名となっていることから、今後において人員減による総給水原価の減少を見込むことは困難であると思われる。</p> <p>給水収益を有収水量で割った供給単価は1?あたり160.3円、総費用を有収水量で割った給水原価は1?あたり170.2円で9.9円の逆ザヤになっている。なお、前年度の供給単価は1?あたり159.7円、給水原価は1?あたり165.1円で5.4円の逆ザヤということから、前年度よりも4.5円増額となっている。</p> <p>また、今年度の使用料金収入は9億9,831万円(前年度9億9,969万円)に対して、総給水原価は10億6,011万円(前年度10億3,324万円)であったため6,180万円(前年度3,355万円)の逆ザヤになっている。</p> <p>そして当年度純利益は843万円で前年度対比2,914万円の減少となっている。この純利益減少の要因としては、給水加入金の減少により営業収益が減少している一方で、漏水等修理工事費の増加による配水及び給水費の増加、新たに水道事業給水装置等管理業務委託を開始したことによる業務費の増加、及び減価償却費の増加により営業費用が大幅に増加したことによるものであるが、給水加入金においては前年度対比で769万円減少となっていることから、今後の水道事業経営は厳しい状況にある。</p> <p>使用料金収入によって費用が賅えるような独立した企業体として安定した水道事業経営を維持するためにも、平成25年度予算にて実施予定の経営診断の結果に沿って、上下水道事業審議会に諮り現在の経営の状況を十分考慮した料金体系と、将来の世代に良質で安全な水を適正な料金で供給するための検討を進めていくことが必要である。</p>	<p>水道事業の原資となる水道料金収入は、給水人口の減少等により年々減少傾向にあり、この状況は今後も続いて行くものと思われます。一方、営業費用につきましては、平成24年度より電気料金値上げに伴う動力費が大幅に上昇し、施設老朽化による修繕費も増大しており、水道事業の財政を大きく逼迫しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、水道料金収入によって費用が賅える安定した経営を目指すべく、適正な料金、料金体系の検討を念頭に置いた経営診断を平成25年度中に実施します。この結果を基に、今後上下水道審議会にご審議いただきながら、料金の見直しについて検討してまいりたいと考えております。また、見直しの時期につきましても平成26年度、27年度の2か年にわたり消費税率の改正が実施されることから、市民生活への影響を考慮し慎重に対応して行きたいと考えております。</p>	水道課
85 ページ	第6むすび 2. 有収率の改善と不明水の削減について	<p>今年度の浄水場から各利用者へ送られた配水量698万3,001<sup>m</sup>に対し、実際に水道水として利用者が使用した水量となる有収水量は622万7,468<sup>m</sup>であり、有収率(有収水量÷配水量)は89.2%という結果であった。前年度は配水量682万3,457<sup>m</sup>に対し有収水量は625万8,057<sup>m</sup>であり、有収率が91.7%という結果であったことから、有収率は2.5ポイント低下した結果となっている。平成22年度の有収率94.2%と比較すると、5.0ポイント低下しており、年々低下している結果となっている。また、配水量に対して有収水量の差が今年度は75万5,533<sup>m</sup>であり、前年度の56万5,400<sup>m</sup>と比較して19万133<sup>m</sup>増加していることが有収率を低下させている原因と考えられる。有収率の低下は水道事業会計を圧迫するだけでなく、効率的で有効な水資源の利用ということにおいても、漏水対策等を徹底し無効水量を減少させる努力が必要である。</p> <p>その一方で、今年度の浄水場へ送られた県水608万5,750<sup>m</sup>と自己水である井戸水110万5,845<sup>m</sup>を合わせた取水量719万1,595<sup>m</sup>に対して、実際に浄水場から配水された配水量698万3,001<sup>m</sup>との差の20万8,594<sup>m</sup>から、浄水場の施設内や工事の際に使用された水量1万9,427<sup>m</sup>を差し引いた18万9,167<sup>m</sup>が依然として不明水となっている。前年度は取水量712万9,113<sup>m</sup>に対し、配水量682万3,457<sup>m</sup>との差の30万5,656<sup>m</sup>から、同じく浄水場の施設内や工事の際に使用された水量2万2,104<sup>m</sup>を差し引いた28万3,552<sup>m</sup>が不明水であった。前年度と比較して9万4,385<sup>m</sup>の不明水が減少しており、年々減少している結果であった。なお、参考までに県水1<sup>m</sup>の単価61.78円で金額に換算すると、平成24年度が1,169万円、平成23年度が1,752万円であり583万円相当の不明水が減少した結果となる。これは、平成22年度から実施している浄水場内配水池の耐震補強工事等も要因の一つではないかと考えられるが、依然として18万9,167<sup>m</sup>もの不明水の発生状況であるため引き続き不明水の原因究明に努めることを要望する。</p>	<p>有収率の向上対策として、平成23、24年度未実施となっております漏水調査業務委託を平成25年度より再開し、有収率の向上を図りたいと考えております。</p> <p>不明水の削減につきましては、懸案であった配水池の耐震補強工事が平成25年度に完了します。この事業は安全・安心で安定した水の供給はもとより、今後の不明水削減にも資するものと考えられます。また、今年度も接触池、配水池等の水位降下調査を引き続き実施しており、その結果異常は見受けられませんでした。</p> <p>そして、平成26年度は配水流量計の更新工事を予定しております。</p> <p>この事業により、より正確な配水流量の把握に努めたいと考えております。</p> <p>しかしながら、いまだに不明水が生じている状況にありますので、引き続き原因究明に努めたいと考えております。</p>	

ページ	項目	提言要望事項	対応の状況	所管課
86 ページ	第6むすび 3. 老朽管の計画的な更新と剰余金等の資金活用について	<p>設備投資を行うための収入源は工事負担金であるが、その大部分を占める給水加入金は、件数で前年度対比93件の減少、収入金額で前年度対比2,307万円の減少となっており、今後大きく増加することは見込めず厳しい状況が予想される。</p> <p>平成24年度では、2基の浄水場内配水池の耐震補強工事、黒浜配水池場配水ポンプの更新工事等の施設の設備更新が実施された。しかしながら、配水管の老朽化への対応については、今年度、東町地内の国道122号で老朽化した配水管の更新工事が行われたものの、現在の配水管の総延長約287.8kmのうち、平成24年度末時点において重要ルート約76kmのうち約36.0kmの配水管が布設してから30年以上経過した老朽管となっており、平成23年度末時点では約35.8km、平成22年度末時点では約31.6kmであったことから、年々老朽管の延長が伸びている状況にある。老朽化した配水管から漏水が発生すれば有収率低下に繋がることから、今年度作成した管路耐震化計画に基づき、早急に老朽化した重要基幹管路等の更新計画を進めていく必要がある。</p> <p>一方、長期的な資金計画という点では、平成25年3月31日現在の貸借対照表を確認すると、借方では、流動資産の現金預金が12億6,323万円、貸方では、固定負債の修繕引当金が4,620万円、利益剰余金の建設改良積立金が5億565万円、減債積立金が4億730万円、未処分利益剰余金は、今年度の純利益843万円を加えて1億6,788万円という状況である。</p> <p>今後の計画的な設備投資を進めるためにも、当年度純利益が843万円の前年度対比2,914万円と大幅に減少していることから、利益剰余金の利用の検討を含めて、資金をどのように活用していくか長期的な資金計画が必要である。</p>	<p>老朽化した配水管への対応につきましては、過年度に作成した管路更新基本計画や管路耐震化計画を基に重要基幹管路等の更新工事を順次進めていく予定でございます。</p> <p>平成25年度には更新工事に関する詳細設計業務を発注し、平成26年度から本格的に更新工事に着手したいと考えております。</p> <p>当該事業につきましては、現在使用している管路を入れ替える作業となり、撤去する管路から給水を受けている利用者の方々が大変いらっしゃいます。この利用者の方々のご不便を最小限に抑えるため、施工方法を綿密に計画し、安全確実に事業を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、企業内に内部留保された金額10億8,081万円の使途につきましては、これら事業の今後の施設更新計画に基づき、計画的に活用して行きたいと考えております。</p>	
87 ページ	第6むすび 4. 水道料金未納者の対策について	<p>水道使用者の利便性の向上を図るため、平成25年1月分の水道料金からコンビニエンスストアでの支払いができるようになった。このことにより、水道料金未納者の減少が期待できるため、積極的に水道使用者へ周知することが大事である。また、水道料金の徴収においても、健全な水道事業経営と公正かつ公平な負担の観点から、水道料金未納者に対する対策を収納課等と連携して積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>コンビニエンスストアでの収納を開始したことにより、給水停止の件数が大幅に減少しており、大きな効果があったものと考えます。周知につきましては、ホームページ等でのPRの他に、納入通知書発送の際に使用する封筒の表面に「コンビニエンスストアでのお支払いが可能です。」のコメントを表記し、周知の拡大に努めております。引き続きコンビニエンスストアでの収納業務を実施して行くとともに、今後も水道料金未納者に対する催告から給水停止に至るまでの滞納整理業務を積極的に遂行してまいります。</p>	
87 ページ	第6むすび 5. 地方公営企業会計制度の見直しへの対応について	<p>地方公営企業法施行規則の改正(平成24年12月25日総務省令第107号)により、平成26年度から新地方公営企業会計制度が本格適用され、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示ということから、退職手当引当金の計上が義務化され、賞与引当金についても引当金の要件を踏まえ計上することになった。しかし、当市の水道事業会計の退職手当引当金については、職員が異動により一時的に水道事業職員として配属され、職員が退職する際には水道事業職員ではなく一般職員として退職となることや、退職手当引当金の計上が義務化されていないことにより、現在は計上されていない状況である。したがって、平成26年度の適用の際には、退職手当引当金や賞与引当金の計上には他会計との負担区分の明確化が必要であることから、現行の制度との整合性を図りながら市全体として検討をしたうえで、退職手当引当金や賞与引当金の計上をする必要がある。</p>	<p>退職給付引当金については、総合事務組合に加入し、毎月の給与月額に応じた負担金を支払い積立をしています。引当金は、期末時に全員自己都合などで退職した場合の金額と、積立金との差額を計上することとなります。</p> <p>当水道事業につきましては、近隣市町と同様、職員が異動により一時的に配属され、退職する際には水道事業職員ではなく一般職員として退職となり、差額が出て一般会計で負担していました。</p> <p>これ等を踏まえ、市当局との協議の結果、今まで人事担当との申し合わせにより行っていた費用負担については、覚書を結び明確化したうえで、予算書に注記として記載をする予定です。</p> <p>このことにつきましては、国、県等の指導もあり、近隣市町でも同様の処理をしています。</p> <p>賞与引当金につきましては、所要額を見積り平成26年度予算計上する予定であります。</p>	